

官報号外

昭和四十五年五月十一日

○第六十三回衆議院会議録 第二十六号

昭和四十五年五月十一日(月曜日)

議事日程 第二十四号

昭和四十五年五月十一日

午後二時開議

第一 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(内閣提出)

旅館業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

倉石農林大臣の林業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度林業施策についての発言及び質疑

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 午後一時四分開議
午後一時四分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

保健康婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
右
昭和四十五年三月十九日
内閣総理大臣 佐藤 繁作
保健康婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
百三十号の一部を次のように改正する。

第一二十一条第一号中「文部大臣」の上に「学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第五十六条第

一項の規定により大学に入学することができる者(以下「大学入学資格者」という。)で、「を加え、「修めた者」を「修めたもの」に改め、同条第二号中「厚生大臣」の上に「大学入学資格者で、「を加え、「卒業した者」を「卒業したもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 大学入学資格者であり、かつ、准看護婦試験に合格した者で、文部大臣の指定した学校

において二年以上看護婦になるのに必要な学科を修め、又は厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業したるもの

第二十二条第一号中「文部大臣」の上に「大学入

学資格者で、「を加え、「二年の」を「一年以上」に、

及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第一 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案、旅館業法の一部を改正する法律案、

自然公園法の一部を改正する法律案、検疫法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といいます。

三 文部大臣の指定した高等学校において看護に関する学科を修めて卒業した者

規定による学校又は養成所(以下「養成施設」といふ。)の指定は、設備、教員、教育の内容その他の事項に関する基準に適合する養成施設について行なうものとする。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 第十九条から第二十二条までの規定による学校又は養成所(以下「養成施設」といふ。)の指定は、設備、教員、教育の内容その他の事項に関する基準に適合する養成施設が前項の省令で定める基準に適合する養成施設について行なうものとする。

第二十七条の三 文部大臣、厚生大臣又は都道府県知事は、そ

の指定した養成施設が前項の省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該養成施設を設置する者に対し、相当の期間を定めて、

当該基準に適合させるための措置をとるべき旨を指示することができる。

文部大臣、厚生大臣又は都道府県知事は、その指定した養成施設を設置する者が前項の規定による指示に従わなかつたとき又はこの法律に

に基づく命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第二十八条中「学校」を「養成施設」に改め、「又は養成所」を削る。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 助成及び監督

第二十八条の二 国又は地方公共団体は、看護婦及び准看護婦の養成施設の強化及び充実を図るために必要なと認めるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定によ

り設立された法人その他政令で定める法人で、第二十一条第一号から第三号までに規定する学校若しくは看護婦養成所又は第二十二条第一号から第三号までに規定する学校若しくは准看護

婦養成所(以下「看護婦等養成施設」という。)を設置するものに対し、当該看護婦等養成施設に要する経費について補助することができる。

第二十九条第一号中「のうち、前条第四号に該当しない修めた者」を「修めたもの」に改め、同条第二号中「厚生大臣の定める基準に従い」を「大学入学資格者で、厚生大臣の定める基準に従い」で、都道府県知事が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三

定により補助を受ける法人に対して、次の各号

に掲げる権限を有する。

一 当該看護婦等養成施設の事業又は会計の状況に関し報告を求めること。

二 当該看護婦等養成施設の予算が補助の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を報告すること。

三 当該看護婦等養成施設の事業を担当する当該法人の役員が前二号の規定による措置に従わなかつた場合又は次項の規定による命令に違反した場合において、当該役員の担当を解くべき旨を報告すること。

四 国又は地方公共団体は、第一項の規定により補助を受けた法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

五 厚生大臣又は地方公共団体の長は、第二項第4号又は第三号の規定による措置をしようとする場合においては、当該法人の代表者又は当該役員に対して弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及びその措置をすべき理由を通知しなければならない。

(附 则)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第二条 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入學することができる者（以下「大学入學資格者」という。）以外の者で、この法律の施行現に看護婦国家試験を受けることができるのは、改正後の第二十一条の規定にかかるわらず、看護婦国家試験を受けることができる。

第三条 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦又は准看護士で、大学入學資格者でないものは、改正後の第二十一条第三号に規定する学校において二年以上看護婦になるのに必

要な学科を修め、又は同号に規定する看護婦養成所を卒業したときは、同条の規定にかかるわらず、看護婦国家試験を受けることができる。

第四条 学校教育法第四十七条の規定により高等学校に入学することができる者（以下「高等学校入学資格者」という。）で、第一号若しくは第二号に規定する学校において二年以上看護婦に関する学科を修め、又は次の各号に規定する准看護婦養成所を卒業したものは、改正後の第二十

二号の規定にかかるわらず、当分の間、准看護婦試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に改正前の第二十二

条第一号又は第二号の規定により指定されている学校（高等学校であるものを除く。）又は准看護婦養成所

二 この法律の施行前に、改正前の第二十二条第一号又は第二号の規定により指定された学校又は准看護婦養成所で、その指定の効力を失つたもの

三 高等学校入学資格者を入所の資格者とする

准看護婦養成所で、省令で定める特別な事情がある場合において、この法律の施行後二年以内に都道府県知事が指定したもの

四 看護婦及び准看護婦の資質の向上を図るため、看護婦国家試験及び准看護婦試験の受験資格を改めるとともに、看護婦及び准看護婦を養成する学校及び養成所の助成に因する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

看護婦及び准看護婦の資質の向上を図るため、看護婦国家試験及び准看護婦試験の受験資格を改めるとともに、看護婦及び准看護婦を養成する学校及び養成所の助成に因する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一條に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（以下單に「児童福祉施設」という。）

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第一條に規定する社会教育に因する施設その他他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの

四 第八条の二中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「当該学校の敷地」を「同条第三項各号に掲げる施設の敷地」に、「当該学校における清純な教育環境」を「当該施設の清純な施設環境」に改める。

旅館業法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十五年五月十一日

提出者

社会労働委員長 倉成 正

旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）の一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第二条 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入學することができる者（以下「大学入學資格者」という。）以外の者で、この法律の

施行現に看護婦国家試験を受けることができるのは、改正後の第二十一条の規定にかかるわらず、看護婦国家試験を受けることができる。

第三条 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦又は准看護士で、大学入學資格者でないものは、改正後の第二十一条第三号に規定する学校において二年以上看護婦になるのに必

の定めるところにより「これと同等以上の学力がある」と認められる者は、改正後の第二十一条第一号から第三号まで又は第二十二条第一号若しくは第二号の規定の適用については、大学入學資格

用について、高等學校入学資格者とみなす。

第六条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、改正前の保健婦助産婦看護婦法の規定によつてした指定、指定に関する手続その他の行為は、改正前の保健婦助産婦看護婦法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしまつたものとみなす。

第七条 本附則の規定によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

第八条 第二条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）

第九条 第二十九条の二から第二十八条の二までの規定の適用については、改正後の第二十二条第一号に規定する学校又は同号若しくは准看護婦養成所は、改正

第十条 第二十九条に規定する准看護婦養成所は、改正

第十一条 第二十九条の二から第二十八条の二までの規定の適用については、改正後の第二十二条第一号に規定する学校又は同号若しくは准看護婦養成所とみなす。

第十二条 第二十九条の二から第二十八条の二までの規定の適用については、改正後の第二十二条第一号による中等学校卒業した者は又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力がある認められる者は、改正後の第二十一条第一号

第十三条 第二項後段を削り、同条第五項中「公共卫生上」の下に「又は善良の風俗の保持上」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「学校の敷地」を「前項各号に掲げる施設の敷地」に、「当該学校の敷地」を「同条第三項各号に掲げる施設の敷地」に改め。

第十四条 この法律の施行前にした第三条第一項の許可については、この法律の施行の日から二箇月以内の期間に限り、改正後の同条第六項の規定による善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

第十五条 本附則の施行状況にかんがみ、児童福祉施設については、「所管庁の意見を」の下に「学校に改め、「どうかについて」の下に「学校に

2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を卒業した者又は省令による国民学校の高等科を卒業した者又は省令

3 旅館業法の施行状況にかんがみ、児童福祉施設については、「所管庁の意見を」の下に「児童福祉

理 由

(号外) 報官

設、社会教育施設等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがある場合に旅館業の営業の許可をしないことができる」ととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自然公園法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十二条により送付する。

昭和四十五年三月二十一日

參議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田 中殿

自然公園法の一部を改正する法律
自然公園法(昭和二十二年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「風景地」の下に「海中の景観地」を含む。以下同じ。」を加える。

第十七条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「区域」を「区域(海面を除く。)」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

(海中公園地区)

第十八条の二 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の海中の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海面内に、海中公園地区を指定することができる。

第二十条第三項及び第四項の規定は、海中公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

第三 海中公園地区においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該海中公園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していいた行為、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為又は第一号、第二号及び第五号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるもののは、この限りでない。

<p>一 第十七条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる行為</p> <p>二 热带魚、さんご、海そらその他これらに類する動植物で、国立公園又は国定公園ごとに厚生大臣が農林大臣の同意を得て指定するものを採捕すること。</p> <p>三 海面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>四 海底の形状を変更すること。</p> <p>五 物を保留すること。</p> <p>六 海底の形状を変更すること(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該接続する海面内においてする場合に限る)。</p>	<p>「前項の規定により届出を要する行為」に改め、同条第五項第三号中「若しくは国定公園」を「国定公園若しくは海中公園地区」に改める。</p> <p>第二十二条第一項中「前項各号に掲げる行為」を「第二十二条第一項中「若しくは第十八条の二第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。</p> <p>第三十九条第一項中「第十八条の二第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十八条の二第三項」を「第二十四条第一項及び第二項中「特別地域」の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行として行なう行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの</p> <p>第三十九条中「第十七条第三項」の下に「第十八条第三項」を加える。</p> <p>八条第三項」を加える。</p> <p>第二十条第一項中「特別地域に含まれない区域」を「特別地域及び海中公園地区に含まれない区域」に改め、同項に次のたゞし書を加える。</p> <p>ただし、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。</p> <p>第五十一条第一項に次の二号を加える。</p> <p>五 鉛物を掘採し、又は土石を採取すること(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該接続する海面内においてする)</p>
<p>第七十五条第一号中「又は第十八条の二第三項」を「第十八条第三項又は第十八条の二第三項」に改める。</p> <p>第五十二条第四号及び第五号中「特別地域」の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>「前項の規定により届出を要する行為」に改め、同条第五項第三号中「若しくは国定公園」を「国定公園若しくは海中公園地区」に改める。</p> <p>第二十二条第一項中「前項各号に掲げる行為」を「第二十二条第一項中「若しくは第十八条の二第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。</p> <p>第三十九条第一項中「第十八条の二第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十八条の二第三項」を「第二十四条第一項及び第二項中「特別地域」の規定は、適用しない。</p> <p>一 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>二 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第十三号の五中「特別保護地区」の下に「海中公園地区」を加え、同条第十三号の六中「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海中公園地区」に改める。</p>
<p>一 第五十五条第一号中「又は第十八条の二第三項」を「第十八条第三項又は第十八条の二第三項」に改める。</p> <p>二 第五十二条第四号及び第五号中「特別地域」の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>「前項の規定により届出を要する行為」に改め、同条第五項第三号中「若しくは国定公園」を「国定公園若しくは海中公園地区」に改める。</p> <p>第二十二条第一項中「前項各号に掲げる行為」を「第二十二条第一項中「若しくは第十八条の二第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。</p> <p>第三十九条第一項中「第十八条の二第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十八条の二第三項」を「第二十四条第一項及び第二項中「特別地域」の規定は、適用しない。</p> <p>一 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>二 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第十三号の五中「特別保護地区」の下に「海中公園地区」を加え、同条第十三号の六中「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海中公園地区」に改める。</p>
<p>一 第五十五条第一号中「又は第十八条の二第三項」を「第十八条第三項又は第十八条の二第三項」に改める。</p> <p>二 第五十二条第四号及び第五号中「特別地域」の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>「前項の規定により届出を要する行為」に改め、同条第五項第三号中「若しくは国定公園」を「国定公園若しくは海中公園地区」に改める。</p> <p>第二十二条第一項中「前項各号に掲げる行為」を「第二十二条第一項中「若しくは第十八条の二第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。</p> <p>第三十九条第一項中「第十八条の二第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十八条の二第三項」を「第二十四条第一項及び第二項中「特別地域」の規定は、適用しない。</p> <p>一 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>二 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第十三号の五中「特別保護地区」の下に「海中公園地区」を加え、同条第十三号の六中「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海中公園地区」に改める。</p>

の限りでない。

一 検疫伝染病の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受け、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚し、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。

二 第十三条の二の指示に従つて、当該貨物を陸揚し、又は運び出すとき。

三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。

七条第一項の通知を受けた場合を除くほか」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

(陸揚等の指示)

第八条第一項中「船舶の長は」の下に「、第十一条第一項中「船舶等に積載された貨物について当該船舶等において前条第一項の検査を行なうことが困難であると認めるときは、同項の検査を行なうため、当該船舶等の長に陸揚し、又は運び出すべき旨を指示することができる。」を削り、同項第四号中「痘そら」を「痘そら」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削る。

第十七条に次の二項を加える。

2 検疫所長は、船舶の長が第六条の通報をした上厚生省令で定める事項を通報した場合において、これらの通報により、当該船舶を介して、検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたときは、あらかじめ、当該船舶の長に対して、検疫証を交付する旨の通知をしなければならない。

第二十二条第二項に次のただし書を加える。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

じめ、もよりの検疫所長にこれらの事項を通報した場合は、この限りでない。

第二十二条第四項中「第五条ただし書」の下に「第三号」を加え、同条に次の二項を加える。

6 第九条及び第十条の規定は第一項の船舶の長が第二項ただし書の通報をした後当該船舶を検疫港以外の港に入れた場合に、同条の規定は第二項ただし書の通報をした後当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所た後当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、又は着水させた場合に準用する。

第二十三条第四項中「第五条ただし書」の下に「第三号」を加える。

〔第三号〕を加える。

第二十七条第一項中「検疫伝染病の」を「検疫伝染病及びこれに準する伝染病で政令で定めるもの」に、「その他検疫伝染病」を「その他これら

の伝染病」に改め、「航空機」の下に「について、食品、飲料水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行ない、」を加え、「飲料水、海水」を「海水」に改め、「同条第二項中「検疫伝染病」を「前項に規定する伝染病」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第三十八条第一号中「第二十一条第五項」の下に「及び第二十二条第六項」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本件は、第三十九日本委員会に付託となり、八日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、昭和五十年末までに成果を得ることを日途として、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の業務内容、免許の資格要件等について調査研究を行ない、看護体制を確立する」ことについての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

第二十二条第二項に次のただし書を加える。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

本件は、第三十九日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、旅館業法の一部を改正する法律案の趣旨

弁明を申し上げます。

本案は、旅館業法の施行状況にかんがみ、旅館業の施設の設置により児童福祉施設等の清潔な環境が著しく害されることのないようにしようとするもので、そのおもな内容は、

ついて、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げますとともに、旅館業法の一部を改正する法律案の趣旨弁明を申し上げます。

まず、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本件は、看護婦及び准看護婦の資質の向上をはかるとともに、その養成施設を一そく強化充実する措置を講じようとするもので、そのおもな内容は、

第一に、准看護婦の基礎学力の水準を引き上げるため、准看護婦試験の規定を改正し、従来の中学校卒業後二年の養成制度にかえて、新たに高等学校卒業後一年の養成制度を設けること。

第二に、養成施設の内容の充実をはかるため、指定の基準等に関する規定を設けること。

第三に、国または地方公共団体は、民法法人その他の政令で定める法人で、看護婦等養成施設を設置するものに対し、補助の目的を達成するため、必要な監督を行なうこと。

等であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、自然公園法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国立公園または国定公園の海中の景観を保護するため、その区域内に海中公園地区を設けて必要な規制を行なおうとするもので、そのお

も内容は、

第一に、厚生大臣は、すぐれた海中の景観を維持するため、海中公園地区を指定することができる。

第二に、海中公園地区においては、熱帶魚、サンゴ、海藻等海中の主要な景観要素である動植物の採捕、工作物の新築、海面の埋め立て等を行なうときは、厚生大臣または都道府県知事の許可を受けるなければならないこと。

第三に、海中公園地区の周辺一キロメートルの海面の普通地域内において、鉱物、土石の採取及び海底の形状変更を行なうときは、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこと。

等であります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、検疫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、世界保健総会において国際保健規則が

第一に、児童福祉施設、社会教育施設等の清潔な施設環境が著しく害されるおそれがある場合に、旅館業の許可を与えないことができるること。

なお、本案施行前の許可についても、施行の日から二ヶ月以内の期間に限り、善良の風俗の保持上必要な条件を付することができるること。

第二に、旅館業の許可には、善良の風俗の保持上必要な条件を付することができることがあります。

第三に、旅館業の許可には、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

採択されたのに伴い、検疫の効率的な実施をはからうとするもので、その要旨は、

第一に、発しんチフス及び回帰熱を検疫伝染病から除くこと。

第二に、検疫所長は、検査を行なうことが困難な貨物については、陸揚げすること等の指示を行なうこと。

第三に、検疫所長は、衛生上安全な船舶と認めること。

第四に、検疫港及び検疫飛行場の衛生管理を強化すること。

第五に、検疫所長は、検疫証を交付する旨の通知を行なうこと。

第六に、検疫所長は、陸揚げすること等の指示を行なうこと。

第七に、検疫所長は、衛生上安全な船舶と認めること。

第八に、検疫港及び検疫飛行場の衛生管理を強化すること。

第九に、検疫所長は、検疫証を交付する旨の通知を行なうこと。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(看護制度についての調査研究等)

第七条 政府は、国民医療の動向その他社会経済事情の変遷を考慮し、昭和五十年末までに成果を得ることを日途として、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の業務内容、免許の資格要件等について調査研究を行ない、看護体制を確立するために必要な措置を講ずるものとする。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、旅館業法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

次に、自然公園法の一部を改正する法律案、及び検疫法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり決いたしました。

国会に提出する。

昭和四十五年二月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所在地の状況等にかんがみ小菅刑務所及び宇都宮刑務所を廃止して黒羽刑務所及び岡崎医療刑務所を設置し、並びに東京拘置所の位置を改め、出入口管理行政を有効適切ならしめるため宮古市は	この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、別表十二の改正規定中大阪入国管理事務所伊丹空港出張所に係る部分は公布の日から、別表四の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	別表十二中「伊丹市」を「豊中市」に改める。	名古屋入国管理事務所川崎港出張所 川崎市 を 東京入国管理事務所八戸市 を 岡崎医療刑務所 岡崎市 に、
理由	か四箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所 蒲郡市 に改める。	仙台入国管理事務所八戸市 を 黒羽刑務所 栃木県那須郡黒羽町 に、
〔報告書は本号末尾に掲載〕	○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。	名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町 を 黒羽刑務所 栃木県那須郡黒羽町 に、	宇都宮刑務所 宇都宮市 を 岡崎医療刑務所 岡崎市 に、
○天野公義君	ただいま議題となりました法律案につきまして、内	名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町 を 黒羽刑務所 栃木県那須郡黒羽町 に、	宇都宮刑務所 宇都宮市 を 岡崎医療刑務所 岡崎市 に、

審査会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、黒羽刑務所及び岡崎医療刑務所を設置し、小菅刑務所及び宇都宮刑務所を廃止することともに、東京拘置所の位置を小菅刑務所の現在地に改めること、宮古市ほか四カ所に入国管理事務所の出張所を設置すること等であります。

本案は、二月二十七日本委員会に付託、三月五日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月八日質疑を終了いたしましたところ、塩谷委員外三名より、原案中、昭和四十五年五月一日から施行することとしている部分を公布の日から施行することに改める旨の自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく採決の結果、全会一致をもって修正案のとり修正議決すべきものと決しました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(号外)

官報

○議長(船田中君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)	建設業法の一部を改正する法律案
○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。	すなわち、この際、内閣提出、建設業法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。	建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。
右	建設業法の一部を改正する法律案
昭和四十五年三月二十五日	内閣總理大臣 佐藤 繁作
国会に提出する。	

建設業法の一部を改正する法律	第一条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)	第二条第一項中「別表に掲げるものをいい、その種類は、同表に掲げるもののほか、土木一式工事及び建築一式工事とする」を「別表の上欄に掲げるものをいう」に改め、同条第二項中「総合、専門、元請、下請その他何らの名義をもつてするを問わず」を「元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず」に改め、同条第三項中「第八条の規定による登録」を「第三条第一項の許可」に改め、同条に次の二項を加える。
法務省設置法の一部を改正する法律案	4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい。
附則中「昭和四十五年五月一日」を「公布の日」に、「別表十二の改正規定中大阪入国管理事務所伊丹空港出張所に係る部分は公布の日から、別表四の改正規定は」を「別表四の改正規定は、」に改める。	5 この法律において「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。
○議長(船田中君) 採決いたします。	6 第二条の次に次の章名及び節名を附する。

第十四条 第一百七条	に改め、「第一章の二 総合工事業者及び専門工事業者(第十七条の二—第十七条の七)を削り、「第三章 建設工事の請負契約(第十八条—第二十四条)」を「第二章 建設工事の請負契約(第十九条—第二十四条)」に改める。
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。	第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの)をい。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあつては建設大臣の、一つの都道府県の区域内のみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都
契約 第二十四条の二—第二十四条の六)	第四条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。
第一節 元請負人の義務	第五条を削る。
第六条の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。	第六条の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

官報 (号外)

7

一般建設業の許可（以下第八条第一号を除き、この節において「許可」という。）を受けようとする者は、建設省令で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては建設大臣に、その都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

第六条第五号を次のよう改める。

五 許可を受けようとする建設業

第六条第六号中「行つてはいる」を「行なつてはいる」に改め、同条を第五条とする。

第七条（見出しを含む。）中「登録申請書」を「許可申請書」に、「左の各号」を「次に」に改め、同条第二号中「二年」を「三年」に、「各事業年度」を「各営業年度」に改め、同条第四号中「登録申請者（法人である場合においては、当該法人及びその役員）」を「許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）」に、「第十一条第一項各号」を「第八条各号」に改め、同条第五号中「第五条」を「次条第一号及び第二号」に改め、同条第六号中「営業に関する」を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（許可の基準）

第七条 建設大臣又は都道府県知事は、許可を受けると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいふ。以下同じ。）のうち常勤であるもののが、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当すること。

イ 許可を受けようとする建設業に園し五年以上經營業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に建設省令で定める学科を修めたるもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に園し十年以上実務の経験を有する者ハ 建設大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三 法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関する不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを認めた者

四 請負契約（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。）を行ふに足りる財産的基礎又は金錢的信用を有しないことが明らかなる者でないことを認めた者

五 第八条から第十条までを次のように改める。

六 営業に園し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち、第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第四号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消されたり営業を禁止される以前から、建設業者であつた者を除く。）のあるもの

（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第四号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあ

（許可換えの場合における従前の許可の効力）

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 第二十九条第五号又は第六号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十九条第三項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、そのの禁治産の期間が経過しない者

五 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又はこの法律の規定により建設工事の施工若しくは建設工事に從事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものにより罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 営業に園し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

（登録免許税及び許可手数料）

第十条 許可を受けようとする者は、次に掲げる区分により、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）で定める登録免許税又は政令で定める許可手数料を納めなければならない。

一 建設大臣の許可（第三条第三項の許可の更新を除く。）を受けようとする者（すでに他の建設業について建設大臣の許可を受けている者を除く。）については、登録免許税

二 前号に掲げる者以外の者については、許可手数料

（第十一条及び第十二条を削る。）

第十三条第一項中「建設業者」を「許可に係る

建設業者」に、「第六条各号」を「第五条第一号から第四号まで及び第六号」に、「週間なく」を「二週間以内に」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第七条第三号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第五条第一項各号の」を「第七条第一号又は口」に、「その役員若しくは使用人のいづれでもなくなつた場合若しくは同項第三号」を「法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなつた場合若しくは同号口」に、「同条第二項各号の」を「同条第二号イ、ロ若しくはハ」に改め、「ある都道府県の営業所」を削り、「同項第三号」を「同号ハ」に、「週間なく」を「二週間以内に」に、「第七条第五号」を「第六条第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第五条第一項各号に規定する要件をそなえる者を次へ至つたとき、同条第二項」を「第七条第一号若しくは第二号」に、「第十一条第一項第一号及び第三号から第六号まで」を「第八条第一号及び第五号から第八号まで」に、「週間なく」を「二週間以内に」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第十一条とする。

第十四条 各号列記以外の部分中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、同条第四号中「建設業」を「登録簿等」を「提出書類」に改め、同条中「登録簿並びに第七条、第十三条规定第一項及び第三項から第五項まで、第十七条の二

並びに第十七条の四第一項」を「第五条、第六条及び第十二条第一項から第四項まで」に、「建設業者登録簿閲覧所」を「閲覧所」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条及び一節を加える。

（省令への委任）

第十四条 この節に規定するもののほか、許可の申請に因る必要な事項は、建設省令で定める。

第三節 特定建設業の許可

（許可の基準）

第十五条 建設大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 第七条第一号及び第三号に該当する者であること。

二 その営業所ごとに第七条第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに因し、二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ロ 建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに因し、二年以上の財産的基礎を有すること。

（下請契約の締結の制限）

第十六条 特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負つた建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

一 その下請契約に係る下請代金の額が、一件以上である下請契約

八 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

下請契約及びすでに締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約（準用規定）

第十七条 第五条、第六条及び第八条から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）について準用する。この場合において、第六条第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第七条第一号及び第十五条第二号」と、第八条第二号及び第五号中「一年」とあるのは「三年」と読み替えるものとする。

第二章の二を削る。

第三章中第十八条の前に次の節名を附す。

第一節 通則

第十九条中「左の各号に」を「次に」に、「書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない」に改め、同条第四号中「支払の定」を「支払の定め」に改め、同条第五号中「工事中止」を「工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止」に、「損害の負担に因する定」を「工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に因する定め」に改め、同条第六号中「因る損害の負担に因する定」を「による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め」に改め、同条第七号中「基く」を「基づく」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七の二 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に因する定め

七の三 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するとときは、その内容及び方法に因する定め

（発注者に対する勧告）

第十九条の五 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く）

第十九条第九号中「時期」を「時期及び方法」に改め、同条に次の二項を加える。

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

（現場代理人の選任等に因する通知）

第十九条の二 請負人は、請負契約の履行に関する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知しなければならない。

2 注文者は、請負契約の履行に因る工事現場に監督員を置く場合においては、当該監督員の権限に因る事項及び当該監督員の行為については、当該現場代理人の権限に因る事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に對する意見の申出の方法を、書面により請負人に通知しなければならない。

（不當に低い請負代金の禁止）

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不當に利用して、その注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

第十九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不當に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

く。)が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し必要な勧告をすることができる。

第二十条の見出し中「見積期間」を「見積期間等」に改め、同条中「契約を締結する」を「契約を行なう」に、「入札を行う以前に」を「入札を行なう以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十一号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに」に、「見積」を「見積り」に改める。

第二十二条第三項中「注文者」を「発注者」に改める。

第二十三条中「元請負人」を「請負人」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三章中第二十四条の次に次の二節を加える。

第二節 元請負人の義務
(下請負人の意見の聴取)
第二十四条の二 元請負人は、その請け負つた建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に對して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならぬ。

2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対しても、資材の購入、労働者の募集その他の建設工事の着手に必要な費用を前払金と

く。)が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し必要な勧告をすることができる。

第二十条の見出し中「見積期間」を「見積期間等」に改め、同条中「契約を締結する」を「契約を行なう」に、「入札を行う以前に」を「入札を行なう以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十一号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに」に、「見積」を「見積り」に改める。

第二十二条第三項中「注文者」を「発注者」に改める。

第二十三条中「元請負人」を「請負人」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三章中第二十四条の次に次の二節を加える。

い。

して支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第二十四条の四 元請負人は、下請負人からその請け負つた建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならぬ。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から二十日を経過した日以前の一定日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

第二十四条の五 特定建設業者が注文者となつた下請契約(下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。)における下請代金の支払期日は、前条第二項の申出の日(同項ただし書の場合にあっては、その一定の日。以下この条において同じ。)から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に對して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならぬ。

2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対しても、資材の購入、労働者の募集その他の建設工事の着手に必要な費用を前払金と

困難であると認められる手形を交付してはならない。

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならぬ。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、前条第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に建設省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(下請負人に対する特定建設業者の指導等)

第二十四条の六 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に關して、その法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に從事する労働者の使用に關する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

2 前項の特定建設業者は、その請け負つた建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めたときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事實を指摘して、その是正を求めるよう努めるものとする。

3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求める場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事實を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした建設大臣又は都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、すみやかに、その旨を通報しなければならない。

第二十五条の九第一項中「第二十五条の十五

機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を

行なう。)による割引を受けることが

「許可」に改め、同条第二項中「登録」を「許可」に改め、同項に次の二号を加える。

三 当事者の双方が許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

四 前項第三号に掲げる場合及び第二号に掲げ

る場合のほか、当事者の一方のみが許可を受けて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

第五十五条の十五第二項を削る。

第二十五条の十九を次のように改める。

第二十五条の十九 削除

第二十六条の見出しを「(主任技術者の設置等)」に改め、同条第二項中「建設業者は、」を削り、専任の主任技術者を置かなければならぬ」を「前二項の規定により置かなければならぬ主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならぬ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「建設業者は、」の下に「その請け負つた」を加え、「第五条第二項各号の二」を「当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハ」に、「於ける」を「おける」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかるわらず、当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、第十五条第二号イ又はロに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの

は、以下「監理技術者」という。)を置かなければならぬ。

第二十六条の次に次の二項を加える。

2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかつたときは、前条第二項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者正を求める場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事實を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした建設大臣又は都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、すみやかに、その旨を通報しなければならない。

第二十五条の九第一項中「第二十五条の十五

第二十五条の十九を次のように改める。

第二十五条の十九 削除

第二十六条の見出しを「(主任技術者の設置等)」に改め、同条第二項中「建設業者は、」の下に「その請け負つた」を加え、「第五条第二項各号の二」を「当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハ」に、「於ける」を「おける」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかるわらず、当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、第十五条第二号イ又はロに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの

は、以下「監理技術者」という。)を置かなければならぬ。

第二十六条の次に次の二項を加える。

第二十六条の二 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に限り第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならぬ。

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならぬ。

3 第二十七条の三第二項中「注文者」を「発注者」と改める。

4 第二十八条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に、「この法律若しくはこの法律に基く政令若しくは省令」を「この法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く。）」に改め、同項第一号中「故意又は過失により建設工事の施工を粗雑にした」を「建設工事を適切に施工しなかつた」に、「處」を「おそれ」に改め、同項第三号中「その役員」を「当該法人又はその役員」に、「その着業所を代表する者」を「政令で定める使用人」に改め、「法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に觸れる」を削り、同項第五号中「第二十六条第一項」を「第二十六条第一項又は第二項」に改め、「主任技術者」の下に「又

は監理技術者」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

七 第二十八条第一項に次の二号を加える。

八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により營業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により營業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている營業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

九 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により營業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により營業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている營業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

十 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により營業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により營業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている營業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

一一二四
二 請負契約に關し著しく不誠実な行為をしたとき。

二十九条の前の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第十五条第二号に規定する要件を欠くに至つた場合

二 第八条第一号又は第五号から第八号まで（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合

三 第八条第一項第二号の次に次の一号を加え（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合

四 第二十九条第一項第三号中「登録」を「許可」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第十二条各号（第十七条において準用する場合を含む。）の「に該当するに至つた場合

五 第二十九条第一項第三号中「登録」を「許可」に改め、同項第四号を次のように改める。

五 第二十九条第一項第五号中「第八条第一項の規定による登録」を「第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）」に改め、同条第六号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「同条第四項において準用する場合を含む。」を削り、同条第一項を削る。

六 第二十九条の二中「登録」を「許可」に改め、「同条の次に次の二条を加える。

七 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号の一に該当する場合は、當該建設業を営む者に対する必要な指示をすることができる。

八 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

九 建設業の許可を取り消された場合にあつては当該処分を受けた者又はその一般承継人は、許可がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる。この場合において、これららの者は、許可がその効力を失つた後又は当該

建設工事の注文者に通知しなければならない。

一〇 特定建設業者であつた者又はその一般承継人若しくは特定建設業者の一般承継人が前項の規定により建設工事を施工する場合においては、

一一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第十五条第二号に規定する要件を欠くに至つた場合

一二 第八条第一号又は第五号から第八号まで（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合

一三 第二十九条第一項第三号中「登録」を「許可」に改め、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一四 第十二条各号（第十七条において準用する場合を含む。）の「に該当するに至つた場合

一五 第二十九条第一項第五号中「第八条第一項の規定による登録」を「第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）」に改め、同条第六号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「同条第四項において準用する場合を含む。」を削り、同条第一項を削る。

一六 第二十九条の二中「登録」を「許可」に改め、「同条の次に次の二条を加える。

一七 第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失つた場合にあつては当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十九条第三項の規定により營業の停止を命ぜられた場合においては、當該建設業を営む者に対する必要な指示をすることができる。

一八 第二十九条の四 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に對して第二十八条第三項の規定により營業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはそ

の政令で定める使用者である事實についてその者及び当該処分の原因である事實について相

当の責任を有する政令で定める使用者（当該

の政令で定める使用者であつた者を含む。次項において同じ。）に対しても、個人であるときはそ

の者及び当該処分の原因である事實についてその者及び当該処分の原因である事實について相

当の責任を有する政令で定める使用者（当該

の政令で定める使用者であつた者を含む。次項

一九 第二十九条の四 第二項中「處」を「罰金」に改め、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

二〇 第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失つた場合にあつては当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十九条第三項の規定により營業の停止を命ぜられた場合においては、當該建設業を営む者に対する必要な指示をすることができる。

二一 第二十九条の四 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に對して第二十八条第三項の規定により營業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはそ

の政令で定める使用者である事實についてその者及び当該処分の原因である事實について相

当の責任を有する政令で定める使用者（当該

の政令で定める使用者であつた者を含む。次項

二二 第二十九条の四 第二項中「處」を「罰金」に改め、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

二三 第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失つた場合にあつては当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十九条第三項の規定により營業の停止を命ぜられた場合においては、當該建設業を営む者に対する必要な指示をすることができる。

二四 第二十九条の四 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に對して第二十八条第三項の規定により營業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはそ

の政令で定める使用者である事實についてその者及び当該処分の原因である事實について相

当の責任を有する政令で定める使用者（当該

の政令で定める使用者であつた者を含む。次項

二五 第二十九条の四 第二項中「處」を「罰金」に改め、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

二六 第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失つた場合にあつては当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十九条第三項の規定により營業の停止を命ぜられた場合においては、當該建設業を営む者に対する必要な指示をすることができる。

二七 第二十九条の四 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に對して第二十八条第三項の規定により營業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはそ

の政令で定める使用者である事實についてその者及び当該処分の原因である事實について相

当の責任を有する政令で定める使用者（当該

官 報 (号) 外

使用人であつた者を含む。次項において同じ。)に対し、当該停止を命ずる範囲の営業について、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること(当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員によることを含む。)を禁止しなければならない。

建設大臣又は都道府県知事は、第二十九条第五号又は第六号に該当することにより建設業者の許可を取り消す場合は、当該建設業者が法人であるときはその役員及び当該处分の原因である事實について相当の責任を有する政令で定める使用者に對して、個人であるときは当該处分の原因である事實について相当の責任を有する政令で定める使用者に對して、当該取消しに係る建設業について、二年間、新たに営業(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うものを除く。)を開始することを禁止しなければならない。

第三十一条中「各号」を「各号の一」に、「登録」を「許可」に、「若しくは都道府県知事又は建設業者が建設業を営んでいる地を管轄する都道府県知事」を「又は都道府県知事」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十二条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に第二十八条第二項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業を営む者が当該建設工事を施工している地を管轄する都道府県知事に對し、その事実を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができ。

第三十二条第一項中「(建設大臣の登録を受けた者を除く。)」を削る。

第三十二条第一項中「第十一条第一項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項第二号、第二十八条第一項若しくは第二项(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十九条」を「第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条又は第二十九条の四第一項若し

くは第二項」に、「当該建設業者」を「当該处分をしようとする建設業者その他の建設業を営む者」に、「行い」を「行ない」に、「但し」を「ただし」に、「行わない」を「行なわない」に改め、同条第一項を削る。

第四十条中「第十七条の二第一項又は第十七条の七の規定により称することができる名称」を「許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別」に改め、第十九条の二から第四十二条までを次のように改める。

(表示の制限)

第四十条の二 建設業を営む者は、当該建設業について、第三条第一項の許可を受けないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに認証されるおそれのある表示をしてはならない。

第四十条の二から第四十二条までを次のように改める。

(中小企業基本法)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の六の届出のあつた建設業者団体に對して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

第四十二条第一項の規定に違反して下請契約を締結した元請負人に對して、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遲滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。

第四十二条の次に次の二項を加える。

二 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使正在している労働者に対する賃金の支払を遅延した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に對して、支払を遅延した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他適切な措置を講ずることを勧告することができる。

第三十二条第一項中「(建設大臣の登録を受けた者を除く。)」を削る。

第三十二条第一項中「第十一条第一項(第十三

条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項第二号、第二十八条第一項若しくは第二项(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十九条」を「第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条」に改め、同条第一項を削る。

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反して、同法の規定に従い得ないことを求めたときは、逕拂なく、当該建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別」に改め、第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に對し、同法の規定に従い得ないことを求めることができる。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に、「一年以下」を「三年以下」に、「十万円以下」を「三十万円以下」に改め、同項第一号中「第十条」を「第三条第一項」に、「登録」を「許可」に改め、同号の次に次の一號を加える。

二の二 第十六条の規定に違反して下請契約を締結した者

第四十三条第一項第二号中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号の次に次の一號を加える。

二の一 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者であると請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

二 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第六条の規定」を「第五条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第二号中「第十三条第一項又は第三項」を「許可申請書」に、「第七条の規定」を「第六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「第十六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第五項までの規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第六項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定に改め、同条第七項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改める。

二の二 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者であると請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

二の一 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者であると請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第六条の規定」を「第五条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第二号中「第十三条第一項又は第三項」を「許可申請書」に、「第七条の規定」を「第六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「第十六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第五項までの規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第六項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第七項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第八項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第九項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第十項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第十一項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一

二の二 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者であると請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させなければならない。

二の一 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者であると請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させなければならない。

二 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第六条の規定」を「第五条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第二号中「第十三条第一項又は第三項」を「許可申請書」に、「第七条の規定」を「第六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「第十六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第五項までの規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第六項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第七項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第八項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一

二の二 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者であると請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させなければならない。

二の一 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者であると請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させなければならない。

二 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第六条の規定」を「第五条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第二号中「第十三条第一項又は第三項」を「許可申請書」に、「第七条の規定」を「第六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「第十六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第五項までの規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第六項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第七項(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」を「第十一

- 一 第二十六条第一項から第三項までの規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつた者
 二 第二十六条の二の規定に違反した者
 三 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつた者
 四 第四十七条第四号及び第五号中「第三十一条第一項」の下に「又は第四十二条の二第一項」を加え

別表

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
ほ装工事	ほ装工事業
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業

る。

号中「第十四条の規定」を「第十二条(第十七条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同条第一号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 第四十条の二の規定に違反した者
 別表を次のように改める。

内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
水道施設工事	水道施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

1 附則 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
 (経過措置)

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の建設業法(以下「新法」という。)第二条第一項及び第二項の規定により新たに建設業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日間は、新法第三条第一項の許可(以下「新法の許可」という。)を受けないでも、引き続き当該建設業を営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

3 前項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けなかつた場合においては、その者は、新法第三条第一項の規定にかかるわらず、当該期間内に新法の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に対し許可をするかどうか

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建設業法(以下「旧法」という。)の規定により登録を受けて建設業を営んでいる者(新法第三条第一項ただし書の規定により、新法の許可を受けないで建設業を営むことができる者に該当するものを除く。)は、この法律の施行の日から二年間は、新法の許可を受けないでも、引き続き当該登録(その更新を含む。)を受けている限り、旧法第二条第一項に規定する建設工事に係る建設業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

5 前項の場合において、同項の登録を受けて建設業を営んでいる者の営む旧法第二条第一項に規定する建設工事については、この法律附則に

別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者は、同項前段に規定する期間内においても新法の許可を受けることができるものとし、その者がその期間内に新法の許可を受けたときは、その者に係る前項の規定によりその例によるものとされる旧法第八条第一項の規定による登録は、その効力を失う。

建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により新法の許可を申請した者が新法第七条第三号及び第四号に掲げる基準に適合しているかどうかを審査する場合には、その者の建設業についての実績を配慮しなければならない。

新法第二条第四項及び第五項、第三章(第二十三条の五及び第二十四条の六を除く)並びに第三章の二の規定(第二十五条の十三第三項の規定に係る罰則を含む)は、附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者についても、適用する。この場合においては、その引き続き建設業を営むことができる者を新法の建設業者とみなすものとし、新法第二十五条の九第一項及び第一項中「許可」とあるのは、「登録」とする。

附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けた場合においては、その者は、当該許可を受ける前に締結した諸負契約に係る旧法第二条第一項に規定する建設工事を施工することができる。

この法律の施行の際旧法第二十五条の十九第一項の規定による異議の申出がされている事件の処理については、なお従前の例による。

新法の許可を受けた建設業者が、旧法の建設業者であつた間に旧法第二十八条第一項に規定する場合に該当した場合における当該建設業者に対する処分及び注文者に対する勧告については、新法第二十八条第一項に規定する相当の場合に該当したものとみなして、新法第二十八条及び第二十九条の規定を適用する。この場合において、新法第二十八条第三項中「一年以内」とあるのは、「六月以内」とする。

旧法第二十九条第一項第五号又は第六号に該当した場合における同項の規定による登録の取消は、新法第八条(第十七条において準用する場合を含む)の規定の適用については、新法第二十九条第五号又は第六号に該当した場合における同項の規定による許可の取消しとみなす。

この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる建設工事に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の二項を加える。

建設業法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二号)附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者で建設大臣の登録を受けているものが、同項前段に規定する期間内に同法による改正後の建設

別表第一中 建設業者の登録		業法第五条(同法第十七条において準用する場合を含む)の規定による許可の申請をし、当該申請に係る同法第三条第一項の建設大臣の許可を受ける場合における当該許可に係る	
四十四 建設業の許可		登録免許税の課税標準及び税率は、建設業法の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該許可の登録件数につき一万円とする。	
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項(建設業の許可)の建設大臣がする建設業(同法別表の下欄に掲げる建設業をいう。以下この号において同じ。)の許可(許可の更新及び次の区分ごとに他の建設業についてすでに建設大臣の許可がされている場合における許可を除くものとし、二以上の建設業について同時に建設大臣の許可がされる場合には、次の区分ごとにこれらの許可を一の許可とみなす。)	建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の規定による登録の取消しとみなす。	登録免許税の課税標準及び税率は、建設業法の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該許可の登録件数につき一万円とする。
建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数 一件につき五万円	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の規定による登録の取消しとみなす。	登録免許税の課税標準及び税率は、建設業法の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該許可の登録件数につき一万円とする。
○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するため、建設業に、建設業の請負契約を規制する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	許可件数 一件につき五万円	○議長(金丸信君) 委員長の報告を求めます。建設委員長金丸信君 〔金丸信君登壇〕	登録免許税の課税標準及び税率は、建設業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上
○金丸信君 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上			

げます。

本案は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するため所要の措置を講ずることを目的としたもので、おもな内容は次のとおりです。

第一は、登録制度を業種別の許可制度に改めたことであります。

第二は、不當に低い請負代金の禁止をする等、請負契約に関する規定を整備したことであります。

第三は、元請負人は、注文者から出来高払い等を受けたときは、当該支払いに相応する下請代金を一月以内に下請人に支払うものとする等、下請保護に関する規定を整備したことであります。

本案は、去る四月六日本委員会に付託され、四月八日根本建設大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、審査を進めてきたのであります。その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、五月十一日本案に対する質疑を終了しましたところ、自由民主党及び民社党より、下請負人が他人に損害を加えた場合の、特定建設業者に対する勧告等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論の後、採決を行ないましたところ、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して、建設業の許可の適用除外の金額等を内容とする附帯決議が付されましたが、右、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

建設業法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

建設業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十八条第一項の改正に関する部分中「第一

十八条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に、「この法律若しくはこの法律に基く政令若しくは省令」を「この法律の規定(第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から二十四条の五までを除く。)」に改め、同項第一号を「第二十八条第一項第一号」に改める。

第十九条の四及び第二十四条の三から二十四条の五までを除く。)に改め、同項第一号を「第二十八条第一項第一号」に改める。

第十九条の四及び第二十四条の三から二十四条の五までを除く。)に改め、同項第一号を「第二十八条第一項第一号」に改める。

倉石農林大臣の林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十五年度林業施

策についての発言

○議長(船田中君) 農林大臣から、林業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度林業施策について発言を認められております。

これを許します。農林大臣倉石忠雄君。

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○國務大臣(倉石忠雄君) 昭和四十四年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十五年度において講じようとする林業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十四年度林業の動向に関する年次報告について申し上げます。

木材の需要は、引き続き増加傾向にあります。一方、国内の用材供給量は、四十三年には前年に比べ七・二%の減少を示しました。また、外材の輸入量は逐年増加し、四十三年には用材総供給量の四六・七%を占めるに至っております。

次に、林業経営の動向について見ますと、その大宗を占める私有林經營におきましては、經營規模の零細なものがきわめて多く、四十三年における生産活動や林業所得は前年に比べ停滞ないし減少しております。

さらに、近年の林業労働の動向を見ますと、林業就業者の他産業への流出により、その量的不足とともに質的低下の傾向が見られます。

このような諸情勢に対処して、林業の発展と林業従事者の所得の增大をはかるためには、林業振興のための諸施策を充実する必要がありますが、同時に、社会経済の発展に即応し、森林の持つ経済的機能と公益的機能との調和をはかることが重要であります。

以上が第一部の概要であります。

次に、第二部におきましては、四十四年度を中心といたしまして、林業に関する施設につき記述しております。

最後に、昭和四十五年度において講じようとす

る林業施策について申し上げます。

ただいま御説明いたしました林業の動向に対処するため、政府といたしましては、四十五年度において、計画的な森林施設の推進、林道の整備拡充、造林の推進、里山の再開発、林業構造の改善、林業従事者の養成確保、治山事業の拡充など所要の施設の推進をはかることといたします。

以上、昭和四十四年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十五年度林業の動向に関する年次報告につき、その概要を御説明いたした次第であります。(拍手)

林業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度林業施設についての発言に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に対しても質疑があります。これを許します。川俣健二郎君。

〔川俣健二郎君登壇〕

○川俣健二郎君 私は、日本社会党を代表し、ただいま農林大臣から説明がありました昭和四十四年度林業年次報告及び昭和四十五年度において講じようとする林業施策について、總理並びに閣僚大臣に對し、主要な点を取り上げ、質問いたしたいと思います。

わが国の林野面積は、国土総面積の六八%、約三分の一を占めており、したがって、世界有数の森林国、豊かな資源を有しておると自負してまいりました。ところが、その日本は、いまや世界第一位の木材輸入国に転落してしまいました。人は山村から流れ、木材は海からやってくる時代となってしまったしました。

一方、経済の高度成長下、いたずらに木材需要を満たすその場主義に走り、樹木の生長度を無視しての切り過ぎは、山を荒らし、自然をこわす結果をもたらしました。山が荒れれば、台風、豪雨

れば極度に干ばつを招き、治山治水のすべがなく、加えて人口が都市に集中する、いわゆる過疎化の政策のありを受けて、ますますわが國林業にとつて深刻な事態に直面しておるのでござります。

このように、わが國の林業の置かれていた実態はまことに悪化の一途をたどり、まさしく危機といわざるを得ません。進歩と調和を口にする佐藤總理の見解を承りたいと存じます。(拍手)さらにお尋ねいたします。今日、住宅産業、紙パルプ産業等の發展に伴い、用材の需要量は飛躍的に増大してまいりました。すなわち、昭和四十年度現在において、前十年に比べてみると、建築用材一・六倍、パルプ用材一・九倍、合板材二・八倍と増大し、用材の需用量は五千六百万立米から九千二百万立米へと約二倍に膨張いたしました。反面、この需要に対応すべく国内生産は五千万立米前後を低迷し続けております。そして、四十三年度における用材の需要量は、前年比六・八%増加しましたのに対し、国内生産は逆に七・二%の減、この白書によれば、四十三年度は過去にない最低を記録したといわれております。

このように国内生産停滞の原因は、一つには、利益本位、財産をかかえ込もうとする山村大地主の切り惜しみ、二つには、林道不備による切り出しの困難性、そして三つには、過疎化政策による労働力流出、さらには伐採後の放置、放任がこのよなる結果をもたらしたと指摘せざるを得ません。戦前の保守、軍部による乱伐、戦後の生長度無視の過伐に次ぐ過伐、そして植樹、造林の立ちおくれに拍車をかけるがごとく、居すわり続ける保守党内閣の自由放任主義の政策かもたらしたものと再び指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

国有林、公有林、そしてまた民有林、すべてその生産活動は全く旧態依然たるものがあり、また、将来の林業生産の基盤となる造林は、昭和三十六年度二十四万ヘクタールがピークであつて、

その後、年々減少いたし、四十三年度には二十六万ヘクタールと大きく落ち込んでおります。

以上が示すことく、林業生産をめぐる情勢は、六年前の林業基本法制定当時に比べて、はるかに事態は悪化してまいりました。これらはすべて林業基本法をないがしろにし、それに基づく諸施策、特に関連立法の整理を怠った結果にばかりません。わが國林業が直面している諸課題、諸問題と今後どのように取り組んでいかれようとしておるのか。特に基本法に基づく関連立法についてどのような用意があるのか、あるとすれば、ここに披瀝されなく、總理の責任ある答弁をいただきたいと思います。

次に、農林大臣にお尋ねいたします。

政府は、昭和四十一年四月、林業基本法第十条に基づいて、木材の需要と供給の長期見通しを御発表になられました。この長期見通しによれば、用材の需要量は、昭和五十年は一億立米、六十年は一億二千万立米、九十年には一億四千万立米となるなど、これまでの実績で、すでに外材依存率が、四十二年には三九%，四十三年には四七%，そして四十四年には五〇%と、年々高まつてゐるわけであります。また長期見通しによれば、輸入量のビーカーは、六十年に三千万立米とたつてあるが、実績は、四十二年に三千三百万立米、四十三年は四千三百万立米、四十四年には四千八百万立米となつております。数字が何よりも正しく示しておること、御発表になられた長期見通しは、早くも大きくなってしまいました。

「わが国における木材需要について」、これにも同じように指摘されておるのでござります。

以上のように、昭和四十一年に公表された政府の見通しは、早くも大きくなってしまったのみならず、昨年九月、林政審議会の建議による「わが国における木材需要について」、これにも同様に指摘されておるのでござります。

國には林業あつて林業政策がないのだろうか、農林大臣から納得し得る説明を求めるに思いました。

まず、私は、ここで単に見通し違いのみを追及するものではありません。すなわち、公表される長期見通しならものは、国及び自治体、そして林業団体、山林所有者等の生産と需要の指標、目標となるということをささいます。さらには、国民経済、特に外材輸入量の増大は国際収支を大きく圧迫する要因となるだけに、さきに発表された見通しは誤りであることを率直にお認めになり、むろん、すみやかにここで改めるべきであると考えます。が、農林大臣いかがでございましょう。

次に、経済企画庁長官にお尋ねいたします。

先ほど申し述べましたように、木材の輸入増加による国際収支に及ぼす影響大なるものがあります。昭和四十三年度の輸入額は、白書によりますと、第一位の石油に次いで木材は第二位を占め、ここ数年にして石油をも追い越し、昭和五十年には二十億ドルを突破するのではないかとさえいわれております。しかも、この輸入材のほとんどが国内消費のためのものであり、加工の上、製品として逆輸出されるものは微々たるものであります。これは外貨事情の悪化を招き、ひいては、わが國經濟の發展にとって問題を残していくと考えられます。さらに、外材依存度が年々高まつていくのは、価格政策の欠陥からくるのではないとかと考えられます。経済企画庁長官の所信をお聞かせ願いたいと思うのでござります。

さうにお尋ねいたします。外材輸入をめぐる情勢は、そう甘いものではないと私は思います。すなわち、アメリカ、フィリピンにおける丸太輸出制限措置、マレーシア、インドネシア等における国での木材加工の動き、近くは韓国、台湾等の外材輸入との競合激化等々、わが国を取り巻く丸太輸入事情は決して楽観を許さない情勢となつておられます。このことは白書にも示されているところであります。そして一方、木材の輸出国における

る人口増加、経済成長、低開発国の産業、文化の発展等から見まして、それらの国での国内消費量が大きく伸びることが当然推測され、その結果輸出量が大きく制約されてくるであろう。これまでもおり大量の外材を他に依存することは困難になります。

また、私は、ここで単に見通し違いのみを追及するものではありません。すなわち、公表される農林大臣並びに農林大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。それは、ここで単に見通し違いのみを追及するものではありません。すなわち、公表される農林大臣から納得し得る説明を求めるに思いました。

一体、林業生産は、ほかの産業のように、こと造林して、すぐさま来年役立つといふものではありません。四十年も五十年もの長年を要する、いわば土地を相手に、自然をたよりに初めて生産される特殊産業である。これを施設の出発点とすべきであると考えます。それだけに、当面の外材依存はやむを得ないとしましても、将来、自給率を高める施策を急ぐ必要があるとは思ひませんか。

その林業施策の基本課題は、何と申しましても、造林の拡大と林道の開発であります。今日、林業生産性の最も高い里山は、薪炭材のなごりのまま、活用されずに放置され、これらの大部分が市町村所有の公有林であり、また民有林といわれております。現行の自立經營育成のための補助及び融資制度、これだけではとうてい造林が進まないし、林道が開発され得ないところに落ち込んでおるのではないか。したがって、社会資本充実の觀点と相まって、國營による民有林に対するいわゆる分収造林制度、並びに國庫負担による林道開設に、いまこそ踏み切るべきではありますか。農林大臣の御所見を伺いたいと思います。

最後に、林業と労働政策について、總理並びに林業の危機が叫ばれる要因の一つとして、林業

労働者に対する行政の立ちおくれが糾明されると思ひます。すなわち、労働力の量的不足と質的低下の問題であります。この白書によれば、昭和四十二年から四十三年の一年間に、実に三万人もの林業労働者の減少を見たことを指摘されております。その分析を見ますと、なぜだろうの検討はなく、そして、どうしたらよいのかの対策もなく、ただ単に評論家のように、林業労働の特殊性を列挙しているにすぎません。はなはだ遺憾であります。要は、のうのうと今まで、農村、山村の安手間の労働力の上にあぐらをかいて、低賃金と危険な環境、腰痛症、白ろう病、さらには二十年も三十年もの反復雇用、反復首切り、これが現世の労働政策か。総理の言われる人間尊重どこへやれ、労働基準法あるでなし、失業保険、健康保険、はては厚生年金等々、社会保険何一つ満足に適用されるものなく、いまどき、佐藤榮作総理大臣、林業の労働問題を何と心得ていらっしゃるか。(拍手)その数実に二十七万人、自営業者を除いても十七万人を数えるではありませんか。しかも、この労働力こそがわが国の林業施策の底力であり、國を守り、自然をつくり、林野行政の切り羽の力となっていることを御認識されておられるだろか。林業の危機打開のための労働力を定着させることを御認識されておられるだろか。林業の育成強化、第二に、労働基準法及び社会保険法の完全適用、第三に、職業病の予防、治療、そして補償制度の確立、第四には、労働災害の防止対策等々であります。

総理並びに関係大臣の所信をお伺いいたしました。
結論を急ぎます。
七〇年代の林業施策、国有林、公有林、私有大
山林、豊かな自然を肥やし、資源を確保して、わ

が社会党は、國をあげて國土をハゲタカから守り、自然の破壊者を敵として、いまこそ林業と取り組むことを提唱しながら、私の質問を終わります。

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 川俣君にお答えいたします。

まず、用材供給の中に占める輸入材の比率が非常に高まってきたことは、白書の指摘するとおりであります。この傾向は、今後一そう強くなることとも予想されます。國土の六八%を占める森林王國日本といわれておりますが、絶對面積の狭隘はいかんともすることができません。この点に、わが國の森林資源では世界に例を見ない高密度經濟下における木材需要の急速な増大を充足するこ

とが困難であります。戦中戦後の乱伐の影響を考へると、いまはむしろ外材依存度をふやし、国内資源の生長を待つべきときともいはべきではないかと思ひます。

もちろん、かように申したからといって、このような傾向を放置しようと考へているのではありません。木材供給の陸路となっている林道等の生産基盤の整備、林業構造の改善を進め、労働力不足対策、流通機構の改善、合理化策を推進して、資源の生長を待つべきときともいはべきではないかと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) お答えいたします。

長期見通しにつきましてのお話をございましたが、御存じのように、木材の需要は、經濟の著しい成長を背景といたしまして、需要構造の変化を伴なががら、建築用材、ペルプ用材を中心として、たいへんな増大を見えております。一方、国内供給につきましては、資源的制約によりますほか、労働力不足等によりまして、またさに一般に、御指摘のように、需要の外材へ供給ルートを適正に確保し、木材の需給と価格を安定させることに十分留意してまいりたい、かよう考へております。

次に、林業基本法の國連立法についてであります。

国会におきましても、優良種苗の確保の観点から林業種苗法案を、また、林業基本法第四条の趣旨に即し、国有林野の活用に関する法律案を振興法の制定をはじめとして、森林法、森林病害虫等防除法の改正を行なってきており、また、今後なっております。今後とも、林業をめぐる諸情

勢の推移に対応しつつ、必要な法制の整備についてまいり決意でございます。

最後に、林業労働についてであります。本年度から新たに林業労働者年間就労促進対策を講ずるなど、直接的な対策を進める反面、林業の省力化、合理化を契機として、所要の施策を進めてまいります。

また、今後の方向としては、新全國総合開發計画の示している酪農の大型プロジェクトあるいは

大規模なりクリエーション構想と、森林の機能である國土の保全と水源の涵養という保安林の公益機能なり木材の供給機能と、調和を確保しつつ、どのように山村を広域的に再編成していくかが重要な課題であり、さきに成立した過疎地域対策緊急措置法のものに、魅力ある林業の育成にとめてまいりたいと考えております。

その他の問題につきましては、それぞれの大臣からお答えいたします。(拍手)

【国務大臣倉石忠雄君登壇】

○国務大臣(倉石忠雄君) お答えいたします。

長期見通しにつきましてのお話をございましたが、御存じのように、木材の需要は、經濟の著しい成長を背景といたしまして、需要構造の変化を伴なががら、建築用材、ペルプ用材を中心として、たいへんな増大を見えております。また、これらの対外的措置と相まって、国内的には、受け入れ体制の整備等により外材輸入の円滑化をはかるとともに、木材関連産業の近代化につとめてまいりたいと思っております。

最後に、造林の推進、林道の開発を積極的にやるべきではないか、分取造林制度を大いに進めるべきではないか、全く私どもも同感でございまして、政府もどういうことに非常に力を入れておるることは、四十五年度予算をこらんくださつても御理解がいけることだと思います。最近における木材需給の動向にかんがみまして、国内生産の強化をはかるために、造林の推進、林道網の整備等基盤の拡充に、政府は非常に努力をいたしておるわけであります。そこで、劣質の高騰、低質効用地の処分困難は、川俣さん、よく御存じの傾向でございます。

ざいます。事業個所の奥地化等、最近における業生産の諸条件に対処いたしまして、造林については所要事業量の確保につとめており、林道につきましては、林道網の計画的整備を推進してまいるところで努力をいたしております。

なお、森林開発公団、造林公社、地方公共団体によります分収造林が増加いたしておる現状でございまでの、これらによる分収造林につきましては、拡大造林の推進をはかるために、今後とも、お話をございましたように、大いに育成をはかつてまいりたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣佐藤一郎君登壇〕

○國務大臣(佐藤一郎君) 外材の輸入確保がだんだん困難になつてくるという問題につきましては、すでに農林大臣の御答弁がございましたから、重ねて申し上げなくてよろしいと思いますが、確かに、御指摘のように、外材の輸入は、最近相当大きな伸びを示してきておることは事実でございます。ただ、昨年あたりから、そのテンボがだいぶ落ちてきております。われわれといたしましては、もちろん国内生産の長期的な施策の推進、あるいはまた、最近見のがしてならないのは、需要の側面におきまして、新建材その他といふいろいろなものが出てきております。そういうようなことで、今後の木材の需要につきましては、輸入がそろ急激にふえるということはないと思っておりますが、いずれにしましても、今日の国際收支の状況は、御存じのようによろしくある状況でございます。輸入の幅は、すでに百五十億ドルをこえる、こういう状況でございますから、木材の輸入については、国際収支上何ら心配する点がないものと、こういうふうに考えております。(拍手)

○國務大臣(野原正勝君) お答えいたします。

林業においては、作業の季節的な関係、非常に不安定な状態があるわけでございますが、御指摘のとおりであります。農林省と緊密な連絡をと

りながら、その雇用の安定について検討いたしておりましたところであります。

國有林の労働者については、農林省と密接な連携のもとに、事業実施期間の延長、各種作業の組み合わせ等によりまして、雇用期間の長期化の実現等について、目下検討しておるところであります。

また、民有林労働者については、雇用の安定の見地から、農林省と協力して、昭和四十年度から、林業労働力対策を策定して実施しているところであります。

また、林業労働者の通年雇用の促進とともに、林業事業体の生活活動の充強化することにいたしまして、新たに林業労働者通年就労促進対策及び林業事業体の生活活動の計画的、継続的実施を促進することにより、林業労働者の就労の長期化、安定化の措置の強化をはかってまいりたいと思います。

また、腰痛病につきましては、作業に応じた作業姿勢、その他の作業管理及び労務管理について指導し、労働事情の変化に伴いまして発生しているといわれております。腰痛病の予防をはかつてます。

また、林業労働者に失業保険その他の問題はどうかといふことございましたが、現在失業保険につきましては、林業労働者は任意適用となつておるが、先般の臨時国会において、失業保険法の改正によりまして、当然被保険者とするための適切な方策について調査研究を行ない、その結果に基づいて、昭和五十一年一月末までに必要な措置を講ずることにしております。当面は雇用の実態を十分に考慮の上、任意加入制度の活用をはかるとともに、関係行政機関との密接な連携のもとに、関係事業主等に対しても、適用基準を醸成するための指導に努力しておるところであります。

なおまた、この補償についてであります。新規の発生も多種多様となつてきておりますが、その予防をはかるための研究体制を整備し、科学的な予防対策を確立してまいりたいと考えております。

なおまた、この補償についてであります。新しい職業性疾患について、そのつど医学的、専門的知識を有する方々の御意見を伺いながら、その取り扱いを定めてまいりますけれども、なかなか、白ろう病につきましては、昭和四十年以来、職業性疾患として取り扱つておるところであります。なお、腰痛病につきましては、從来打撲その他によるものについて補償の対象としておりましたが、昭和四十三年以来、労働の状況等からくる腰痛病についても、補償の対象として取り扱つております。今後とも、職場の事情等に応じまして、補償のあり方について漸次整備をはかつてまいりたいと考えております。

次に、社会党がお出しになりました国有林労働者の雇用の安定に関する法案についての意見を徴されました。これは、法案に盛り込まれていい個々の規定の内容には、他との均衡上問題もあると考へられますので、慎重に検討を要するところであります。なお年末、季節的に雇用と失業を繰り返すような状態というものは、決して正常

まして、種々検討を行なつておるところであります。当面の対策といたしましては、今年二月に、チエーンソー使用等に伴う振動障害の予防について、都道府県労働基準局を通じまして関係業界の指導をはからうとするとともに、林業労働災害防止協会にも協力を呼びかけまして、振動障害の予防対策に徹底をはかつておるところであります。

また、腰痛病につきましては、作業に応じた作業姿勢、その他の作業管理及び労務管理について指導し、労働事情の変化に伴いまして発生しているといわれております。腰痛病の予防をはかつてます。

また、職業性疾患についてであります。新規の発生も多種多様となつてきておりますが、その予防をはかるための研究体制を整備し、科学的な予防対策を確立してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

出席国務大臣

内閣總理大臣	佐藤 栄作君
法務大臣	小林 武治君
厚生大臣	内田 常雄君
農林大臣	倉石 忠雄君
労働大臣	野原 正勝君
建設大臣	根本龍太郎君
國務大臣	佐藤 一郎君

○朗読を省略した議長の報告
(法律公布奏上及び通知)

一、去る八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認

金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案
農林物資規格法の一部を改正する法律案
(議案通知)
一、去る八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案
(委任通知書受領)
一、去る八日、参議院において次の件を議決した。
旨の通知書を受領した。
民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件
民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨及び目的
本案は、看護婦及び准看護婦の資質の向上を図るために、看護婦国家試験及び准看護婦試験の受験資格を改めることとともに、看護婦及び准看護婦を養成する学校及び養成所の助成に関する規定を設けようとするもので、その要旨は、次のことおりである。
(1) 准看護婦試験の受験資格等
1 准看護婦試験の受験資格を学校教育法の規定による大学入学資格者で文部大臣の指定した学校において一年以上看護に関する学科を修めたもの、又は大学入学資格者で都道府県知事の指定期間に准看護婦試験の受験資格を定めたもの及び文部大臣の指定した高等学校において看護に関する学科を修めて卒業した者とすること。
2 保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦の養成施設の指定は、設備、教員、教育の内容その他の事項に関し省令で定める基準に適合する場合に行なうこと。
(2) 看護婦等養成施設の助成及び監督
1 国又は地方公共団体は、看護婦及び准看護婦の養成施設の強化及び充実を図るために必要な措置をと認めるときは、民法法人その他政令で定める法人で、看護婦等養成施設を設置するものに

の外国における送達及び告知に関する条約の締結について承認を求めるの件
外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件
教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する法律案
(議案通知書受領)
一、去る八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
許可、認可等の整理に関する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
タクシービル化臨時措置法案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
船員法の一部を改正する法律案
海上運送法の一部を改正する法律案
地方道路公社法案
農地法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律案
家内労働法案

二、施行期日及び經過措置
(三) 改正法は、公布の日から施行すること。
1 改正前の規定により指定されている准看護婦養成所を卒業した者等については、当分の間、准看護婦試験を受けることができる。
二、議案の修正議決理由
看護婦及び准看護婦の資質の向上を図ることと、その養成施設を一層強化充実する措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、なお、昭和五十年末を日途とする看護体制の確立につき、修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を附すことと決した。
三、本案施行に要する経費
昭和四十五年度一般会計予算(厚生省所管)に看護婦等養成所運営費補助金として二億五千九百七万五千円が計上されている。
右報告する。
昭和四十五年五月八日
衆議院議長 船田 中殿
〔別紙〕
社会労働委員長 食成 正
(小字は修正)
第六条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、改正前の保健婦助産婦看護婦法の規定によつてした指定、指定に関する手続その他の行為は、改正後の保健婦助産婦看護婦法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。
(看護制度についての調査研究等)
第七条 政府は、国民医療の動向その他社会経済事情の変遷を考慮し、昭和五十年末までに成果を得ることを日途として、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の業務内容、免許の資格要件等について調査研究を行ない、看護体制を確立するために必要な措置を講ずるものとする。
〔別紙〕
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、国民医療に占める看護職員の役割的重要性にかんがみ、次の諸点について特段の配慮を行なうべきである。
看護制度の改善は、今後における国民医療の動向その他社会経済情勢の変化を見とおし、慎重に行なうことが必要であるが、とくに看護職員の養成については基本的には、学校教育の体系に一元化する方向を志向することがのぞましいと考えられるので、逐次それに必要な体制の整備について検討を進めること。

二 当面の看護職員不足問題に対処するため、潜在看護職員の再就職を促進する措置を積極的に推進することとともに、養成施設の大規模な増設(とくに、国公立施設を重点とする。)とこれに伴う教員の確保、修学資金制度の拡充等看護職員の養成の強化に努力すること。

三 看護教育の向上を図るために、養成施設に対する指導を強化するとともに、民間養成施設に対する運営費補助については、東京病院で必要とする経費をこれに含めるなどその内容の充実及び増額を行なうこと。

四 看護職員養成施設における教員の資格制度を確立し、その待遇の改善を図るとともに、教員養成のための専門機関の設置について検討すること。

五 いわゆる進学コース、とくに定時制課程の設置を国が率先して行なう等その増設につとめ、准看護婦が働きながら看護婦になるためのみちを拡大するよう配意すること。

六 看護職員志望者の確保と職場への定着を図るために、看護職員の給与待遇を大幅に改善すること。

七 とくに国立医療施設については、夜間看護手当の大額な引上げ、准看護婦の上位等級への昇格を含む医療俸給表(三)の改善、臨床実習指導者に対する手当の支給、既婚職員のための保育施設の整備等の措置を講ずるとともに、育児休職制度についても検討すること。

八 人事院判定にそつた夜間看護体制の実施に必要な看護職員の確保については、なお不十分と考えられるので、さらに大幅な増員措置を講ずること。

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、海中のすぐれた景観を保護するため、海中公園地区を指定し、必要な規制を行なおうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 海中公園地区の指定

厚生大臣は、海中の景観を維持するため、国立公園又は国定公園の海面内に海中公園地区を指定することができる。

2 海中公園地区内において許可をする行為

海中公園地区内においては、次の行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければしてはならないこと。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(3) 広告物等を掲出し、又は工作物等に表示すること。

(4) 热帯魚、さんご、海藻等で厚生大臣が農林大臣の同意を得て指定する動植物を採捕すること。

(5) 海面を埋め立て、又は干拓すること。

(6) 海底の形状を変更すること。

(7) 物を係留すること。

3 海面の普通地域における規制

海中公園地区の周辺一キロメートルの海面の普通地域内においては、鉱物の掘採、土石の採取又は海底の形状変更を行なうときは、あらかじめ都道府県知事へ届け出なければならないこと

と。
利用のための規制

海中公園地区内においても、特別地域及び集団施設地区内と同様に国立公園等の利用者に迷惑をかける行為をしてはならないこと。

5 この法律は、公布の日から施行すること。

議案の可決理由

一 議案の可決理由

国立公園又は国定公園の海中の景観を保護するため、その区域内に海中公園地区を設けて必要な規制等を行なうことは時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年五月十一日

衆議院議長 船田 中殿

社会労働委員長 倉成 正

検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、世界保健総会において国際保健規則が採択されたのに伴い、検疫伝染病から発しんチフス及び回帰熱を除くとともに、検疫の効率的な実施を図ろうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 発しんチフス及び回帰熱を検疫伝染病から除くこと。

2 檢疫所長は、船舶等に積載された貨物について検査を行なうことが困難であると認めるときは、当該貨物を検疫所長の指示する場所に陸揚されること等の指示を行なうことができる」と。

3 檢疫所長は、あらかじめ船舶の長から通報された事項に基づき、当該船舶を介して、検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがないと認められたときは、検疫証を交付する旨の通知を行なうこととし、この通知を受けた船舶の長については、検疫証が交付されたと同様の効果を認めること。

4 檢疫所長は、検疫伝染病のほか、これに準ずる伝染病について、虫類等の調査を行なうことができる」とし、また、船舶又は航空機についても食品の調査を行なうことができる」と。

5 改正法は、昭和四十六年一月一日から施行すること。

議案の可決理由

世界保健総会において国際保健規則が採択されたのに伴い、検疫伝染病から発しんチフス及び回帰熱を除くとともに、検疫の効率的な実施を図ることは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年五月十一日

衆議院議長 船田 中殿

社会労働委員長 倉成 正

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 現在東京都豊島区にある東京拘置所は首都圈整備計画の一環として他地区へ移転させる必要がある

ので、これを東京都葛飾区の小菅刑務所の現在地へ移すこととし、これに伴い小菅刑務所を廃止して、栃木県那須郡黒羽町に黒羽刑務所を設置する。また、老朽の度のはなはだしい宇都宮

刑務所(在宇都宮市)は廃止する。

2 いわゆる精神障害受刑者に対する処遇の充実を図るために、岡崎市に岡崎医療刑務所を設置する。

3 出入国者数の増加に伴い、出入国管理業務を一層適切に行なうため、入国管理事務所の出張所を次のように設置する。

(1) 仙台入国管理事務所宮古港出張所

(2) 東京入国管理事務所鹿島港出張所

(3) 東京入国管理事務所木更津港出張所

(4) 横浜入国管理事務所田子の浦港出張所

(5) 名古屋入国管理事務所衣浦港出張所

4 伊丹空港の整備拡張に伴い、大阪入国管理事務所伊丹空港出張所の位置を、伊丹市から豊中市に改める。

なお、施行期日は、昭和四十五年五月一日としている。ただし、4は公布の日から、1及び2は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、法務行政の効率的運営を図るために、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十五年度一般会計予算に約三千八十五万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

〔公報の日
昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、別表十二の改正規定中大阪入国管理事務所伊丹空港出張所に係る部分は公布の日から、別表四の改正規定は○公布の日から起算して一年を定める。同項に後段として次のように加える。特定期間が第四十一条第二項又は第三項の規定による勅令に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。〕

第一十七条の三第二項中「注文者」を「発注者」に改める。

〔小字及び――は修正〕

建設委員長 金丸 信

〔小字及び――は修正〕

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

〔小字及び――は修正〕

内閣委員長 天野 公義

〔小字及び――は修正〕

内閣委員長 天野 公義

〔別紙〕

〔小字及び――は修正〕

こえない範囲内において政令で定める日から施行する。

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、建設業者の資質の向上と請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進することを目的としたもので、主な内容は次のとおりである。

1 建設業者の登録制度を業種別の許可制度に改め、一定金額以上の工事を下請にだす建設業者は特定建設業の許可を、その他の建設業者は一般建設業の許可を受けなければならないものとする。

2 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない請負代金を定めてはならないものとする等請負契約に関する規定を整備した。

3 元請負人は、注文者から出来高払い等を受けたときは、当該支払に相応する下請代金を一月以内に下請業者に支払うものとする等下請保護に関する規定を整備した。

4 改正法の施行は、公布の日から一年後とし、施行の日現在において現行法による登録を受けている建設業者は、改正法の施行後二年間は現行法の登録制度により営業ができるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、不良建設業者の発生を防止し、発注者の保護を図るとともに建設業の健全な発展を促進するための措置として必要と認めるが、下請負人が他人に損害を加えた場合の特定建設業者に対する勅告等に關し修正する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年五月十一日

建設委員長 金丸 信

〔小字及び――は修正〕

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

〔小字及び――は修正〕

第十九条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に、「この法律若しくはこの法律に基く政令若しくは省令」を「この法律の規定(第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く。)」に改め、同項第一号中「故意又は過失により建設工事の施工を粗雑にした」を「建設工事を適切に施工しなかつた」に、「處罰」を「おそれ」に改め、同項第三号中「その役員」を「当該法人又はその役員」に、「その営業所を代表する者」を「政令で定める使用人」に改め、「法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に関する」を削り、同項第五号中「第二十六条第一項」を「第二十条第一項又は第二項」に改め、「主任技術者」の下に「又は監理技術者」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したときは、

第四十条の二から第四十二条までを次のように改める。

(表示の制限)

第四十条の二 建設業を営む者は、当該建設業について、第三条第一項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の六の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

2 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

3 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第二項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 建設大臣又は都道府県知事は、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条に規定する中小企業者をいう。次条において同じ。)である下請負人と下請契約を締結した元請負人について、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、逓減なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。

(別紙)

建設業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあつては次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 許可の適用が除外される政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては三百万円に満たない工事若しくは延面積が百平方米未満の木造住宅工事、その他の建設工事にあつては百万円に満たない工事とすること。

二 優良な地元建設業者を活用するため、中小工事に対する大手業者の参加を極力抑制する等中小建設業者の受注の確保を図ること。

三 中小建設業者が施工能力を増大するため、合併又は協業組合等を設立し又は共同企業体を結成したときは、受注機会の確保について特段の配慮をすること。

四 一括下請の禁止の規定に違反するものに対しても、今後とも取締りを強化するとともに、特定建設業者に対し、下請施工の実態を把握して不必要な重層下請けを避けるよう指導すること。

五 営業の禁止をされた者又は許可要件に適合しない不良業者について、関係行政庁間の連絡をはかり、発注者に迷惑をかけないよう配慮すること。

六 建設工事における労働災害の防止をはかるため、元請業者と下請業者間における施工過程及び労働管理に対する責任区分を明確にするとともに、発注者は積算単価等において適切な安全費用を十分に見積るものとし、また標準請負契約の改善及び公正なる価格による積算単価の是正等請負契約の片務性の解消に努めること。

七 許可制度の採用によって、建設労働者に対する日雇労働者健康保険法、失業保険法、労働者災害補償保険法、所得税法の取扱について、従来と変わらないよう配慮すること。
右決議する。

昭和四十五年五月十一日 衆議院會議録第二十六号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

一部四十円
(配送料共)

発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町一番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二 四四一一(大代)

一一一八